

仕 様 書

台帳No.
道路河川建設課

業務名	令和8年度 火の山パークウェイ道路照明点検業務
-----	-------------------------

下 関 市

仕 様 書

道路河川建設課

	課 長	主 幹	係 長	主 任	係 員	検 算	設計者		
年 度	令 和 8 年 度		場 所		下 関 市 大 字 藤 ヶ 谷 ほ か				
業 務 名	令和8年度 火の山パークウェイ道路照明点検業務								
業 務 概 要									
	点検施設 N= 78 基								
	道路照明点検 N=78基								
履 行 期 間	年 月 日 から 令 和 9 年 3 月 30 日 まで								
設 計 金 額 (元 設 計 金 額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精 算 見 込 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
設 計 用 紙 下 関 市									

設計書（金抜き）

施 工 年 度 令和 8 年度

路 線・河 川 名

工 事（業 務）名 令和 8 年度 火の山パークウェイ道路照明点検業務

工 事（業 務）場 所 下関市 大字藤ヶ谷ほか

箇 所 コ ー ド

発注者が求める仕様について

設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りについて
入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。
- (2) 仮設、施工方法等
仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (3) 建設機械の指定について
設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (4) 積算条件について
設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。
なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。
(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット
- (5) 週休2日の補正について
週休 2 日工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。
ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。

総括情報表

頁 -0002

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市（旧市内）		
適用基準日	00-08.09.01(0)		
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般（土木） 00 計上なし 00 計上なし 02 その他の設計業務 00 自動計上する		
		【代価表の諸雑費】 #09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (#01～#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)	

* 設計業務委託費 *

内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						X3000
1-照明点検						Y1999
計画準備						VV1000 00
歩掛見積	1		式			単第0 -0001 表
現地点検 道路照明						VV2000 00
歩掛見積	78		基			単第0 -0002 表
報告書作成						VV3000 00
歩掛見積	1		式			単第0 -0003 表
1-打合せ						Y1999
打合せ等 中間打合せ回数=1回						SY210009 00
	1		業務			単第0 -0004 表
* * 直接人件費 * *						
* * 旅費交通費 * *						Z0001

* 設計業務委託費 *

内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費（設計）						S7Z0101X3 00
	1		式			単第0 -0005 表
* * 電子成果品作成費 * *						Z0002
* 安全費 *						Z0006
交通誘導警備員 B						SA063 00
	32		人・日			単第0 -0006 表
交通規制設備 規制車両なし (橋梁点検業務)						TDS25100043 00
	16		現場・日			
* * 直接経費 * *						
* * 直接原価 * *						
* * その他原 価 * *						
* * 業務原価 * *						

＊ 設計業務委託費 ＊ 内訳表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊ ＊ 一般管理 費等 ＊ ＊						
＊ ＊ 業務価格 ＊ ＊						
＊ ＊ 消費税相 当額 ＊ ＊						
＊ ＊ 業務費計 ＊ ＊						

計画準備

VV1000

施工代価表

単第0 -0001 表

頁0-0006

歩掛見積

1 式

当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.8	人			R0610
技師（ A ） 内業	2.0	人			R0620
技師（ B ） 内業	2.5	人			R0630
技師（ C ） 内業	2.0	人			R0640
*** 単位当たり ***	1	式			

現地点検
道路照明

VV2000

施工代価表

単第0 -0002 表

頁0-0007

歩掛見積

10

基

当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師	0.5	人			R0870
技師（ A ） 外業	2.0	人			R0880
技師（ B ） 外業	2.4	人			R0890
技師（ C ） 外業	2.4	人			R0900
技術員	3.6	人			R0910
高所作業車運転 賃料 燃料費およびオペレーター含む	2	日			F0000000001 見積
*** 合計 ***	10	基			
*** 単位当たり ***	1	基			

施 工 代 価 表

歩掛見積

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	1.0	人			R0610
技師（ A ） 内業	4.0	人			R0620
技師（ B ） 内業	6.0	人			R0630
技師（ C ） 内業	12.0	人			R0640
技師（ D ）（ 技術員 ） 内業	12.0	人			R0645
＊ ＊ ＊ 単位当たり ＊ ＊ ＊	1	式			

施 工 代 価 表

SY210009

単第0 -0004 表

1 業務 当り

打合せ等
中間打合せ回数=1回

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業		人			R0610
技師（ A ） 内業		人			R0620
技師（ B ） 内業		人			R0630
＊ ＊ ＊ 単位当たり ＊ ＊ ＊	1	業務			
A=1 中間打合せ回数					

旅費交通費（設計）

S7Z0101X3

施 工 代 価 表

単第0 -0005 表

頁0-0010

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費	1.00	式			E0001
*** 単位当たり ***	1	式			
A=1 宿泊，滞在を伴わない業務					

交通誘導警備員 B

SA063

施 工 代 価 表

単第0 -0006 表

頁0-0011

1 人・日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員 B		人			RA227
諸雑費	1	式			#99
*** 単位当たり ***	1	人・日			
A=2 交通誘導警備員 B					

■ 非公表

適用基準日 : 080901 版
物価資料適用月号 : 令和8年8月

[illegible]

非公表

適用基準日 : 080901版
物価資料適用月号 : 令和8年8月

[illegible]

数量総括表

R8火の山パークウェイ道路照明点検業務

[illegible]

機械経費算出表									
	BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	桟組足場	ロープアクセス	高所作業車	合計
点検基数	-	-	-	-	-	-	-	78	78
合計	-	-	-	-	-	-	-	78	78
日当り作業量	-	-	-	-	-	-	-	5	-
所要日数	-	-	-	-	-	-	-	16	16
交通規制設備(規制車両無し) (現場・日)	-	-	-	-	-	-	-	16	16
交通誘導員A (人・日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通誘導員B (人・日)	-	-	-	-	-	-	-	32	32

交通規制設備(規制車両無し) (現場・日)	=	16	(現場・日)
交通誘導員B	=	32	(人・日)

特記仕様書

(共通)

1. この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書、監督職員の指示に従うものとする。
2. 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
3. 目的
本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止、および施設の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断および点検結果の記録を行うものである。
4. 業務範囲
本業務の対象施設等は、別紙「照明灯配置図」に示す。
5. 実施計画
受注者は、契約締結後速やかに業務計画書、工程表、管理技術者および照査技術者届、その他関係書類を発注者に提出しなければならない。
6. 守秘義務
 - (1) 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。
 - (2) 発注者より貸与された資料及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。
7. 労働環境改善の取組
 - (1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
 - (2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。
8. 管理技術者、照査技術者の資格要件
本業務における管理技術者および照査技術者は下記に示すいずれかの資格保有者とする。なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士〔総合技術監理部門（建設-道路）又は建設部門（道路）〕
 - (2) 国土交通省登録技術者資格〔資格が対象とする区分（施設分野：道路一業務：

計画・調査・設計)]

- (3) 一般社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）[道路]
- (4) 建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者[道路]
- (5) 土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[特別上級技術者（分野：設計）、上級技術者コース A（分野：設計）、1 級技術者コース A（分野：設計）]

9. 適用指針

本業務は、下記の基準等の最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 道路照明施設設置基準・同解説
- (2) 電気通信施設設計要領・同解説
- (3) LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）
- (4) 道路・トンネル照明器材仕様書
- (5) 附属物（標識、照明施設等）点検要領
- (6) その他必要となる技術基準等

（業務内容）

1. 道路照明点検

1－1 計画準備

業務計画書及び、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

作成にあたっては、初回協議において、交通規制の要否、近接手段等について情報収集整理を行い、点検方針を決めるものとする。

交通規制を要する道路照明については、現地踏査を行い、必要な情報を収集し、点検に必要な関係機関等との協議用資料や説明用資料等を作成すること。

1－2 現地点検

近接目視による点検を行い施設の劣化状況等を把握するとともに、夜間等における点灯状況を確認し機能の健全性を把握するものとする。

国土交通省附属物（標識、照明施設等）点検要領に定める記録様式を用いて照明施設の評価を行う。点灯しない場合は、所見欄にその要因を記入する。

損傷等の写真については、健全箇所も含め、照明施設の全体状況が把握できる可能な限りの範囲を撮影することを基本とする。

<作成資料>

附属物（標識、照明施設等）点検要領に基づく、「初期点検, 定期点検記録様式（その 1～6）」

1－3 報告書作成

点検の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行い、そ

れを踏まえた一覧表（台帳に類する表）を作成する。なお、点検時に作成した資料と併せて、電子媒体でも納品すること。

2. 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

業務着手時

業務計画書を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

中間打合せ

現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。

成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

（その他）

1. 点検の体制

点検体制は以下の通りとする。

点検は、以下のいずれかの資格を有する者で実施すること

- （１）本業務における管理技術者と同等の資格
- （２）国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
 - ・「施設分野：小規模附属物－業務：点検」

診断は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- （１）本業務における管理技術者と同等の資格
- （２）国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
 - ・「施設分野：小規模附属物－業務：診断」

2. 緊急対応

現場作業時に緊急対応が必要とされる損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告すること。

別紙2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

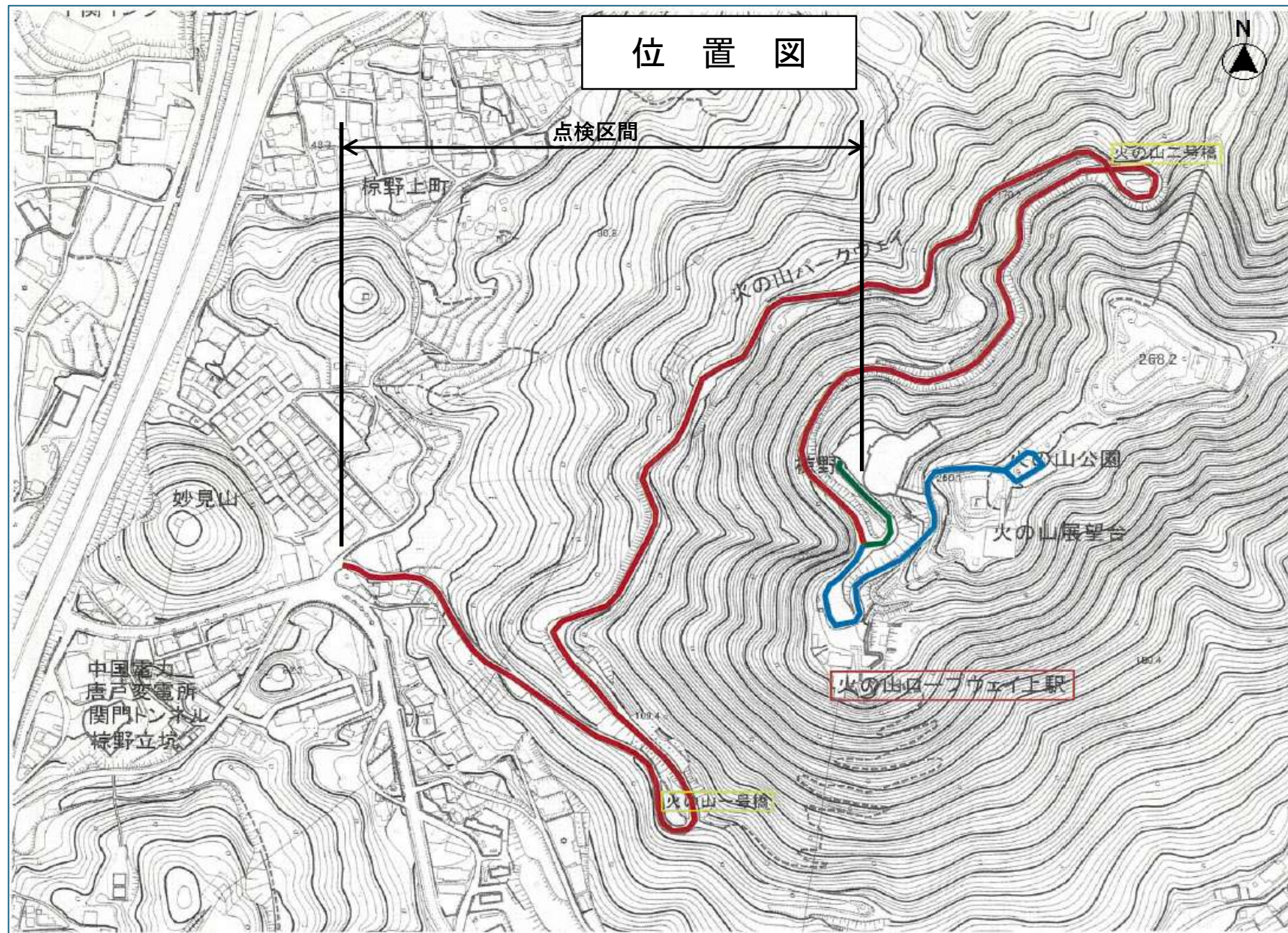
第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

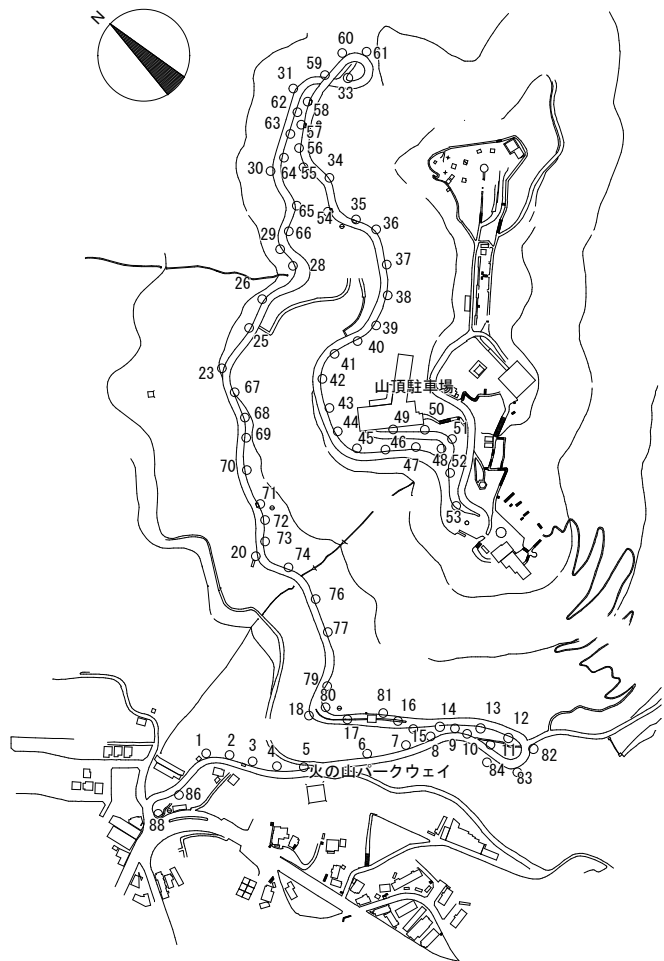
(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。



照明灯配置図



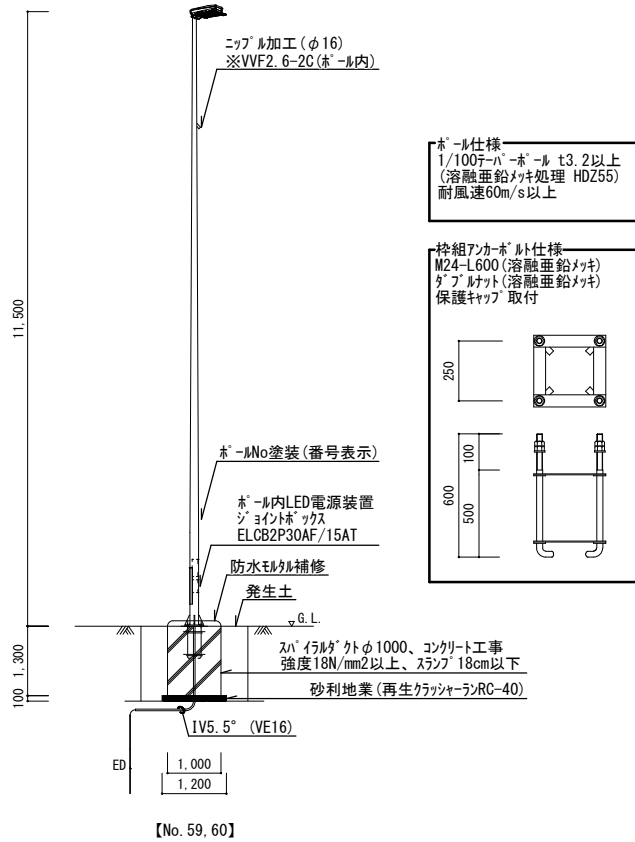
配置図 S=noscale

【照明器具凡例】

① LED道路照明器具 水銀灯400形相当



5000K相当、Ra70
器具光束12,000lm、消費電力92W
(パナソニック NNY27830ZLF9同等品)



照明灯参考図 S=1/100